

参考資料

1. 「都市と農漁村間の交流に関する法律」(2007年制定)

都市と農漁村間の交流の促進に関する法律

[実施 2015. 12. 23.] [法律第 13383 号、2015. 6. 22. 打法改正]

農林畜産食品部（農村産業と）044-201-1582、1589

海洋水産部（漁村漁港と）044-200-5660、5659

第1章総則

第1条（目的）

この法律は、都市と農漁村間の交流を促進し、農漁村の社会・経済的活力を増進させ、都市民の農漁村の生活の体験とレクリエーションの需要を満たすことにより、都市と農漁村の均衡発展と国民の生活の質の向上に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律で使用する用語の意味は次の通り。

〈改正 2009. 5. 27. 2009. 6. 9. 2011. 3. 29. 2013. 6. 12. 2015. 6. 22. 〉

1. 「農漁村」とは、「農業及び農村及び食品産業基本法」第3条第5号の規定による農村地域の「水産業及び漁村の発展基本法」第3条第6号の規定による漁村地域をいう。
2. 削除<2009. 5. 27. 〉 3. 削除<2009. 5. 27. 〉
4. 「村」とは、農漁村として「地方自治法」第3条第3項の規定による同（洞）及びり（里）または同法第4条の2第4項の規定による行政洞及びりをいう。
- 4の2 「村の協議会」とは、農漁村体験及び休養村事業を運営するために一つまたは複数の村の住民で構成された協議会をいう。
- 4の3 「漁村契」と「水産業協同組合法」第15条の規定により設立された団体をいう。
- 4の4 「村の共同施設」と村の住民や漁村契のメンバーが共同で利用する施設として、次の各目のいずれかに該当する者が所有している廃校、タウンホール、体験館、パスごとに、健康管理室とその他これに類する施設をいう。
- 4の5 「家庭」と「住民登録法」第7条第1項の規定による世帯別住民登録票に記載された人で構成されて居住と生計を一緒にする生活単位をいう。
5. 「農漁村体験及び休養村事業」とは、町の協議会や漁村契が村の自然環境、伝統文化などの天然資源（賦存資源）を活用して、都市民に生活体験及びレクリエーション空間のプログラムを提供してこれと共に、地域農林水産物などを販売したり、宿泊や食事などのサービスを提供しているアップ（業）をいう。
6. 「農漁村体験及び休養村事業者」とは、第5条の規定により農漁村体験及び休養村事業を運営する者の指定を受けた村協議会や漁村契をいう。
7. 「観光農園事業」とは、「農漁村整備法」第2条第16号ロのアップをいう。

8. 「都市と農漁村の交流」とは、農漁村体験及び休養村事業、観光農園事業などを通じて都市と農の間で行われる人的交流と農林水産物などの商品、生活体験及びレクリエーションのサービス、情報、または文化などの交換及び取引と提供などをいう。
9. 「都市と農村の姉妹」とは、都市の住民及び企業・団体及び機関と村の住民・団体（漁村契を含む）との間の都市と農漁村交流（以下「都市と農村の交流」という。）を目的とし、一定の行為をすることを約束することをいう。
10. 「農漁村定住（定住）サポート」とは、農漁村に移住して定着する都市民に情報と教育を提供して定住先の村の整備等必要な支援をする行為をいう。

第3条（国と地方自治団体の責務）

国と地方自治団体は、都市民と農住民との間の相互交流を促進し、農漁村社会を活性化して、自然環境や伝統文化など、農漁村の天然資源を維持・発展させて、国民の生活の質が向上するように都市と農村の交流促進に関する政策を樹立して施行しなければならない。

第3条の2（都農交流の日）

- ①都市と農の間のコミュニケーション環境を造成し、相互交流を定着させるために、毎年7月7日を都農交流の日とする。
- ②国及び地方自治団体は、都市と農村の交流の日の趣旨に適したイベントを実施することができる。
- ③第2項の規定による都市と農村の交流の日の行事に必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。 [本条新設 2013. 6. 12]

第4条（他の法律との関係）

この法による都市と農漁村の交流を促進するための事業については、他の法律の規定にかかわらず、この法律を優先適用する。

第2章 農漁村体験及びレクリエーション村事業

第5条（農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定）

- ①農漁村体験及び休養村事業を運営する町協議会や漁村契は、次の各号の要件を備えて特別自治道知事、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下「市長・郡守等」という。）に農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定を申請しなければならない。

〈改正 2009. 5. 27. 2011. 3. 29. 〉

1. 事業の目的、代表、メンバーの資格と登録及び脱退と除名に関する事項などが含まれている規約又は定款
2. 事業計画書
3. 各村の全世帯の3分の1以上、または漁村契構成員の過半数の同意書
4. その他農漁村体験及びレクリエーション村事業者の参加範囲など、大統領令で定める指定要件

- ②市長・郡守等は、第1項の規定による指定の申請が同項各号の指定要件に適している場合農漁体験及びレクリエーション村事業者として指定しなければならない。農漁村体験及びレクリエーション村事業者に指定されたときには農漁村体験及び休養村事業者の指定証明書を発行し、これを公告しなければならない。〈改正 2011. 3. 29。 2012. 6. 1。〉
- ③第2項の規定により指定を受けた農漁村体験及びレクリエーション村事業者が代表者の変更など農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める重要事項を変更するには、市長・郡守などに変更の指定を受けなければならない。〈改正 2009. 5. 27。 2011. 3. 29。 2013. 3. 23。〉
- ④第2項の規定により農漁村体験及びレクリエーション村事業者として指定を受けた者は、指定された内容を、その町の見やすい場所に掲示しなければならない。
- ⑤第1項から第4項までの規定による農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定申請と指定及び変更指定の手順、指定証書の発行等に必要事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2009. 5. 27。 2011. 3. 29。 2013. 3. 23。〉

第6条（農漁村体験及びレクリエーション村事業の育成と支援）

- ①国家及び地方自治団体は、農漁村体験及び休養村事業を育成するために、次の各号の事項に関する政策を樹立して施行しなければならない。
 - 1. 農漁村の自然環境、営農・英語（営漁）の活動、伝統文化などを活用した生活体験及びレクリエーション資源の開発
 - 2. 農漁村体験及び休養村事業に関する広報と都市民の誘致活性化
 - 3. 農漁村体験及び休養村事業による基盤整備
 - 4. 農漁村体験及びレクリエーション村事業の運営の中で発生する災害に備えるための保険または共済関連事業
 - 5. 農漁村体験及びレクリエーション村事業者の経営支援
 - 6. 農漁村体験及び休養村事業を活性化するための調査・研究
 - 7. その他農漁村体験及び休養村事業を育成するために、大統領令で定める事項
- ②国及び地方自治団体は、農漁村体験及び休養村事業を活性化するために、農漁村体験及びレクリエーション村事業者に農漁村体験及びレクリエーション村事業の運営に必要な費用を予算の範囲内で支援することができる。
- ③農林畜産食品部長官、海洋水産部長官と関係中央行政機関の長は、市長・郡守などに農漁村体験及び休養村事業に必要な情報の提供などの支援をすることができる。
〈改正 2009. 5. 27。 2013. 3. 23。〉

第7条（農漁村体験及びレクリエーション村事業の管理など）

- ①第5条の規定により農漁村体験及び休養村事業者を指定した市長・郡守などは農漁村体験及びレクリエーション村事業の発展と活性化のため誠実に努力して、農漁村体験及びレクリエーション村事業が円滑に運営されるように指導・点検や管理をしなければならない。
- ②農漁村体験及びレクリエーション村事業者は、その利用者の安全と衛生のために、次の各号の事項を守らなければならない。〈改正 2009. 5. 27。 2013. 3. 23。〉

1. 利用者に健康上の危害要因が発生しないように営業関連施設及び設備の衛生的かつ安全な管理
 2. その他の公共利用施設での消防施設の設置基準等農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める事項の遵守
- ③市長・郡守などは農漁村体験及び休養村事業が第2項の規定による安全・衛生基準に適合しなくなった施設等を設置・運営したり、その他の指定要件等に適合しない場合には農漁村体験及びレクリエーション村事業者の代表者に、大統領令で定めるところにより改善命令をすることができる。
- ④市長・郡守などは農漁村体験及び休養村を利用する人々の安全と衛生管理のために農漁村体験及びレクリエーション村事業者に農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところにより、安全・衛生教育をしなければならない。〈改正 2009. 5. 27。 2013. 3. 23。〉

第8条（「公衆衛生法」の適用を排除する）

農漁村体験及びレクリエーション村事業者が農漁村体験及び休養村事業として、大統領令で定める規模以下の村共同施設を宿泊サービス施設として運営している場合には、「公衆衛生法」を適用しない。〈改正 2011. 3. 29。〉

第9条（「体育施設の設置・利用に関する法律」の適用を排除する）

農漁村体験及びレクリエーション村事業者が農漁村体験及び休養村事業として農漁村体験及びレクリエーションプログラムで運営する大統領令で定める規模以下の乗馬については「体育施設の設置・利用に関する法律」を適用しない。

第10条（「食品衛生法」に関する特例）

農漁村体験及びレクリエーション村事業者が農漁村体験及び休養村事業として農漁村体験及びレクリエーションプログラムに付随して料理を提供したり、地域農林水産物を主材料として用いたインスタント食品を製造・販売・加工する場合には、「食品衛生法」第36条にかかわらず、大統領令で定めるところにより、営業施設基準を別に定めることができる。〈改正 2009. 2. 6。〉

第11条（農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定取り消しなど）

①市長・郡守などは農漁村体験及びレクリエーション村事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、大統領令で定めるところにより、その指定を取り消し、又は6月以内の期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。ただし、第1号又は第2号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽その他の不正な方法で指定を受けた場合、
2. 農漁村体験及びレクリエーション村事業の停止期間中に事業を運営している場合
3. 第5条第1項の規定による指定要件に違反した場合、
4. 第5条第3項の規定による変更の指定を受けずに事業を運営している場合
5. 第7条第2項の守るべき事項に違反した場合、
6. 第7条第3項の規定による改善命令を履行しなかった場合、

7. 正当な事由なく1年以上事業を運営していなかった場合、
- ②市長・郡守などが第1項の規定により農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定を解除するには、聴聞をしなければならない。

第3章都市と農村の交流活動などの活性化

第12条（都市と農村の交流活動の支援）

- ①国家及び地方自治団体は、都市と農村の交流を拡大するために、大統領令で定めるところにより、農漁村の現場体験、農投資活性化、都市と農村の姉妹結縁など、都市と農村の交流活動を活性化するための計画を策定施行しなければならない。
- ②国及び地方自治団体は、都市民や消費者団体の農漁業と農漁村に対する理解増進などのために、農漁村現場体験、品質認証農水産物の広報など農漁業と農知らせるなど努力しなければならない。〈改正2009.5.27。〉
- ③国家及び地方自治団体は、第1項及び第2項の規定による都市と農村の交流活動の活性化のために必要な場合、予算の範囲内で都市と農村の交流事業を推進する個人・団体などを支援することができる。〈改正2009.5.27。〉
- ④第3項の規定による支援対象の選定基準、支援手続き等に必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正2009.5.27。2013.3.23。〉

第13条（農漁村観光事業の評価と格付け決定）

- ①農林畜産食品部長官は、農漁村体験及びレクリエーション村、観光農園や農漁村民宿の利用者に対する利便性の提供と施設とサービスレベルを向上させるために、農漁村体験及びレクリエーション村事業、観光農園事業と「農漁村整備法」第2条第16の農漁村民宿事業（以下「農漁村観光事業」という）を評価し、評価を決定することができる。ただし、漁村契が運営する農漁村観光事業は、海洋水産部長官が評価し評価を決定することができる。〈改正2013.3.23。〉
- ②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第1項の規定による評価と評価の決定の結果を農漁村観光事業の育成と支援政策に反映しなければならない。〈改正2013.3.23。〉
- ③第1項の規定による評価と評価の決定の基準、方法及び手続等に関して必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正2013.3.23。〉 [全文改正2012.6.1]

第14条（農漁村体験教育の活性化）

- ①国家及び地方自治団体は、大統領令で定めるところにより、幼稚園の園児と学校に在学中の学生が、農業及び漁業と農漁村の価値を教育を受けることができるよう農漁村体験教育を有効にするための努力をしなければならない。
- ②地方自治団体の長は、「初・中等教育法」による小学校中学校及び高等学校で運営することができる農漁村体験及び休養村プログラムや観光農園体験プログラムを監督に推薦することができ、推薦を受けた教育長は、管轄地域の小学校中学校及び高等学校にこれを教育課程で運営することを推奨することができる。

- ③国家及び地方自治団体は、農漁村体験教育の活性化のため、農漁村体験教育を運営する「幼児教育法」第2条第2号の規定による幼稚園や「初・中等教育法」第2条の規定による学校
の予算の範囲で支援ことができる。〈新設 2011. 3. 29。〉

第15条（都市と農村の交流書の発給）

- ①市長・郡守などは都市と農村の交流活動の活性化などのために、農漁村の町及び農団体、農漁村体験及びレクリエーション村、観光農園に寄付（現金と現物を含む）をした者に都市と農村の交流活動をしたことを確認する書類（以下「都市と農村の交流書」という。）を発行することができる。
- ②農漁村体験及びボランティア活動が行われた町の村長及び通帳、農漁村体験及びレクリエーション村事業者または観光農園事業者は、その農漁村体験及びボランティア活動をした者に都市と農村の交流確認書を発行することができる。
- ③第1項及び第2項の規定による都市と農村の交流書の申請及び発給手続等必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

第16条（農漁村定住サポートと農漁村地域の投資誘致活性化）

- ①国家及び地方自治団体は、都市と農村の交流や農漁村定住の活性化のため都市民と企業が農漁村体験及びレクリエーション村事業と観光農園事業など農漁村地域の事業に投資したり、自主的に支援・参加するのに必要な情報やプログラムの提供、行政的支援などが円滑に行われるように努力しなければならない。
- ②国及び地方自治団体は、「農漁業人の生活の質の向上と農漁村地域開発促進に関する特別法」第37条の規定により設置された農漁交流センター（以下「都市と農村の交流センター」という。）における農漁村地域の定住基盤作りと都市民や企業などの投資誘致促進を支援するために、次の各号の事業をするようにすることができる。〈改正 2010. 7. 23。〉
1. 農漁村地域の投資誘致活性化のための対象事業の分析と金融調達支援業務
 2. 農漁村地域の投資誘致活性化のための人材育成教育プログラムの開発と運用
 3. 農漁村地域の投資誘致制度の改善のための調査・研究及び広報支援

第4章 教育と専門人材の養成

第17条（都市と農村の交流教育課程の認定等）

- ①特別市長、広域市長、特別自治市場・道知事又は特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）は、都市と農村の交流を活性化するために、農漁村住民と都市民に都市と農村交流教育プログラムを開発・普及することができる。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。〉
- ②次の各号のいずれかに該当する教育プログラムを開発・普及や、コースを開設・運営する者は、市・道知事に認証を申請することができる。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。〉
1. 都市と農村の交流や農漁村地域開発専門人材養成プログラム
 2. 農漁村体験指導士コース
 3. 農漁村村解説コース

- ③市・道知事は、第2項に基づいて認証を申請した教育プログラムや教育課程、教育時間、教育科目、教育施設など農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める認定基準を満たしていることを審査して認証しなければならない。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。2013. 3. 23。〉
- ④第3項に基づいて認証を受けた者は、その教育プログラムや教育課程について市・道知事が定めるところにより、認証マークをすることができる。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。〉
- ⑤第3項に基づいて認証を受けていない教育プログラムや教育課程に認証マークをしたり、同様の表示をしてはならない。
- ⑥第3項の規定による認証の有効期間は、認証を受けた日から3年とする。
- ⑦認証申請手続き及び審査等に必要事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

第18条削除〈2009. 5. 27。〉

第19条（認証の取り消し）

- ①市・道知事は、第17条第2項及び第3項に基づいて認証を受けた教育プログラムや教育課程が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には、その認証を取り消さなければならない。（改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。）
 - 1. 虚偽その他の不正な方法で認証を受けた場合、
 - 2. 第17条第3項の規定による認証基準に適合しなくなった場合
- ②市・道知事は、第1項の規定により認証を解除するには、聴聞をしなければならない。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。〉

第20条（都市と農村の交流や農漁村地域開発専門人材等の活用）

- ①農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又は地方自治団体の長は、農漁村体験及び休養村事業、観光農園事業などの情報を体系的に伝達し、都市と農村交流と農漁村地域開発活動を指導・助言するために、第17条第2項及び第3項の規定により認定を受けた教育プログラムを修了した者専門人材として選抜して活用することができる。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉
- ②農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又は地方自治団体の長は、農漁村体験及び休養村を利用する者を対象に、体験プログラムを案内して、利用者の安全管理、農作物や環境・景観保護など、体系的な農漁村体験を導くために、第17条第2項及び第3項の規定により認定を受けた農漁村体験指導士教育課程を履修した者、農漁村体験指導士として選抜して活用することができる。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉
- ③農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又は地方自治団体の長は、農漁村を体験しようとする者を対象に農漁村の村を案内して、農漁村の村および周辺地域の歴史・伝統文化などを体系的に解説し・教育できるようにするために第17条第2項及び第3項の規定により認定を受けた農漁村の村解説教育課程を履修した者、農漁村の村解説者として選抜して活用することができる。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉
- ④国や地方公共団体は、第1項から第3項までの規定による専門人材、農漁村体験指導士と農

漁村の村解説者の活動に必要な費用などを予算の範囲内で支援することができる。

第5章都市と農村の交流支援機構の指定など

第21条（都市と農村の交流支援機構の指定）

- ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、民間レベルの都市と農村の交流支援活動を促進するために、次の各号の要件を備えた機関・団体を都市と農村の交流支援機構として指定することができる。〈改正 2009. 5. 27。2011. 3. 29。2013. 3. 23。〉
 1. 都市と農村の交流に関連する業務を行うことが経験と能力があること
 2. 全国的な組織を有すること
 3. 都市と農村の交流関連の専門人材を保有していること
 4. 都市と農村の交流支援活動を実行するための専担部署を備えること
 5. 都市と農村の交流や農漁村地域開発専門人材の養成のためのプログラムを開発し、教育課程を実施する能力があること
- ②第1項の規定により指定された都市と農村の交流支援機構は、次の各号の事業を行うことができる。
 1. 都市と農村の姉妹結縁など、都市と農村の交流協力活動
 2. 都市と農村の交流や農漁村地域開発専門人材の養成
 3. 都市と農村の交流促進のための調査・研究事業
 4. 都市と農村の交流に関連する相談・案内・広報業務
 5. その他都市と農村の交流活動を促進するために必要な事業
- ③第1項の規定による都市と農村の交流支援機構として指定を受けようとする者は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に申請しなければし、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、申請を受けた日から60日以内に、その結果を申請人に通知しなければならない。
〈改正 2009. 5. 27。2011. 3. 29。2013. 3. 23。〉
- ④第3項の規定により都市と農村の交流支援機構として指定を受けた者の代表者、機関・団体の名称等農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める重要事項を変更するには、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に変更の指定を受けなければならないとする。
〈新設 2011. 3. 29。2013. 3. 23。〉
- ⑤国及び地方自治団体は、第1項の規定により指定された都市と農村の交流支援機構に対し、第2項各号の事業を遂行するのに必要な費用を予算の範囲内で支援することができる。
〈改正 2011. 3. 29。〉
- ⑥第1項から第5項までの規定による都市と農村の交流支援機構の指定申請、指定及び変更指定の手続き及び方法、指定証書の発行等に必要事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2011. 3. 29。〉

第22条（都市と農村の交流支援機構の指定取り消しなど）

- ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第21条第1項の規定により指定された都市と農

村の交流支援機構が第 21 条第 2 項の規定による都市と農村の交流支援事業を行う能力がないと認めたり、第 21 条第 1 項の規定による指定基準に適合しなくなった場合には、2 ヶ月以内の期間を定めて是正を命ずることができる。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

- ②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、都市と農村の交流支援機構が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。〈改正 2009. 5. 27。2011. 3. 29。2013. 3. 23。〉
1. 虚偽その他の不正な方法で指定を受けた場合、
 2. 正当な事由なく 1 年以上、都市と農村の交流支援活動をしていない場合
 3. 第 1 項の規定による是正命令を受けて是正をしない場合、
 4. 第 21 条第 4 項の規定による変更の指定を受けていない場合
- ③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 2 項の規定により指定を解除するには、聴聞をしなければならない。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

第 6 章補則

第 23 条（洗剤や金融支援など）

国と地方自治団体は、都市と農村の交流を促進するために、「地方税特例制限法」で定めるところにより税制支援や金融支援など、必要な支援をすることができる。〈改正 2010. 3. 31。〉

第 24 条（準農漁村地域への支援）

農以外の地域として「農地法」による農業振興地域と「国土の計画及び利用に関する法律」による開発制限区域（以下「準農漁村地域」という。）は、大統領令で定めるところにより、農漁村で見て、必要な支援をすることができる。〈改正 2009. 5. 27。〉

第 25 条（広報及び調査・研究）

- ①国家及び地方自治団体は、農漁村の価値に対する国民的認識を高め、農漁村体験及び休養村事業、観光農園事業、都市と農村の姉妹結縁など、都市と農村の交流活動に対する国民の関心を高めるために、広報や情報提供に努めなければならない。
- ②農林畜産食品部長官、海洋水産部長官及び地方自治団体の長は、農漁業及び漁村の多面的価値を知らせるなど、農漁業及び農漁村に関する広報事業とそれに関連する調査・研究事業を効率的に遂行するために必要な場合に、その業務を担当する専門機関を指定し、その運営に必要な経費の全部又は一部を優先して支援することができる。
- 〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。2013. 3. 23。〉
- ③第 2 項の規定による専門機関の指定の手続きとサポートの方法等必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

第 26 条（権限の委任及び委託）

- ①この法律による農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の権限は、大統領令で定めるところ

により、その一部を広域市長、道知事又は市長・郡守などに委任することができる。

〈改正 2009. 5. 27。 2013. 3. 23。〉

- ②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、次の各号の業務を、大統領令で定めるところにより、第 16 条第 2 項の規定による都市と農村の交流センター、第 21 条の規定による都市と農村の交流支援機構、「韓国農漁村公社及び農地管理基金法」第 3 条の規定による韓国農漁村公社、「農業協同組合法」第 2 条第 4 号の規定による農業協同組合中央会、「水産業協同組合法」第 2 条第 5 号の規定による水産業協同組合中央会または「非営利民間団体支援法」第 2 条による非営利民間団体に委託することができる。

〈改正 2008. 12. 29。 2009. 5. 27。 2012. 6. 1。 2013. 3. 23。〉

1. 第 13 条による農漁村観光事業の評価と格付け決定
2. 第 16 条の規定による農漁村定住サポートと農漁村地域の投資誘致活性化
3. 第 17 条第 1 項の規定による都市と農村の交流教育プログラムの開発・普及
4. 第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定による農漁村体験指導士と農漁村の村解説の選抜及び活用

第 7 章 罰則

第 27 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する農漁村体験及びレクリエーション村事業者の代表者は、6 ヶ月以下の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 虚偽その他の不正な方法で農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定を受けた場合
2. 第 7 条第 2 項に違反して農漁村体験及びレクリエーション村事業者が守るべき事項を守らなかった場合、

第 28 条（過怠料）

①次の各号のいずれかに該当する農漁村体験及びレクリエーション村事業者の代表者は、500 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 7 条第 3 項の規定による改善命令を履行しなかった場合、
2. 第 11 条第 1 項の規定による農漁村体験及びレクリエーション村事業の停止期間中に事業を運営している場合

②次の各号のいずれかに該当する農漁村体験及びレクリエーション村事業者の代表者には 100 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈改正 2011. 3. 29。〉

1. 第 5 条第 1 項の規定による指定要件に違反して事業を運営している場合
 - 1 の 2. 第 5 条第 3 項に違反して、変更の指定を受けずに重要事項を変更した場合
 - 1 の 3. 虚偽その他の不正な方法で農漁村体験及びレクリエーション村事業者の変更の指定を受けた場合
2. 第 5 条第 4 項に違反して指定された内容を公開していない場合
3. 第 7 条第 4 項の規定による安全・衛生教育を受けていない場合

③次の各号のいずれかに該当する都市と農村の交流支援機構の代表者には、50 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈新設 2011. 3. 29。〉

1. 第 21 条第 4 項に違反して、変更の指定を受けずに重要事項を変更した場合
2. 虚偽その他の不正な方法で都市と農村の交流支援機構の変更の指定を受けた場合
- ④第 17 条第 5 項に違反して認証を受けていない教育プログラムや教育課程に認証マークをしたり、同様の表示をした者には、20 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈改正 2011. 3. 29。〉
- ⑤第 1 項から第 4 項までの規定による過怠料は、大統領令で定めるところにより、農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又は地方自治団体の長が賦課・徴収する。
〈改正 2009. 5. 27。 2011. 3. 29。 2013. 3. 23。〉
- ⑥削除〈2009. 5. 27。〉
- ⑦削除〈2009. 5. 27。〉

附則〈第 13383 号、2015. 6. 22。〉

第 1 条（施行日）この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。〈手がかり省略〉

第 2 条及び第 3 条省略

第 4 条（他の法律の改正）①から⑩まで省略

⑪都市と農間の交流の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「〔農漁業及び漁村と食品産業基本法〕第 3 条第 5 号の規定による地域」を
「〔農業及び農村及び食品産業基本法〕第 3 条第 5 号の規定による農村地域の「水産業及び
漁村発展基本法〕第 3 条第 6 号の規定による漁村地域」とする。

⑬から省略

2. 「企業と農業・農村の協力事業の現況」(農林畜産食品部作成資料)

企業と農業・農村の協力事業の現況- 一社一村運動と農村社会貢献認証制度を中心に -

2016.2 農林畜産食品部 農村産業課

(日本農林水産省都市と農村の交流の担当者対象：韓国企業 - 農村連携ポリシーの説明資料)

希望に満ちた農業、活気に満ちた農村、幸せな国民

1.一社一村運動の概要

【概念】

農村愛運動の実践事業の一環として、1つの企業と1つの農村が姉妹結縁を結んで持続的な都市と農村の交流活動を推進すること

* 1社の概念：企業を含む行政機関（公的機関）、学校や消費者団体・社会（宗教）団体など組織化されたグループをいう

(主な活動)

- ①農業機械や家電製品の修理、電気施設の補修、教育やスポーツ講習、医療支援などの各社の専門分野や保有する技術力等を活用した様々な分野の支援
- ②播種、収穫など農業関連の仕事・作業のサポート、また村の環境整備など人手支援活動
- ③村の生産農畜産物の購入（直取引）などの各種経済交流活動など

(推進現況)

2014年の交流実績 965億ウォン、交流回数 55,000件（平均約4.5回）

<1社1村交流の実績> (単位：百万ウォン、件数)

	合計	直取引	人手支援	ボランティア活動 施設の改善	農村体験など	発展基金	その他
金額	965億30	545億73	266億41	18億80	38億61	87億86	7億87
件数	55,538	16,542	16,188	4,054	9,400	3,893	5,461

※2014年までに締結することができた11,195ペア(累計)

【推進経過】

民間の活動として開始

- ◆農業市場の開放に困難に直面している農村を支援し、都市と農村の共生基盤を用意しようと全経連などの経済団体や農民団体が一社一村運動展開合意（'03.11）
- ◆「農村愛共同宣言式（'03.12.11、大統領出席）」で一社一村運動推進決議政策支持
- ◆企業の一方向的農村支援にとどまっていた一社一村運動を都市と農村の共生交流活動に拡散しようと「農村愛汎国民運動本部」発足式を開催（'04.10.25）
- ◆政府が企業や町の間需要調査をもとに相互理解が合致する企業 - 町間の姉妹結縁を推進
- ◆農協（農村愛汎国民運動本部）、文化日報などを中心に推進されてきた一社一村運動をより有効にしようとして一社一村運動を統括する（社）農村愛汎国民運動本部発足（'06.3）
- ◆（社）農村愛汎国民運動本部を「都農交流促進法」第21条による「都市と農村の交流支援機構」に指定（'09.12）

2.農村社会貢献認証制度

【推進の背景と方向】

市場開放、高齢化などで活力が低下している農村を活性化し、都市・農村の共生発展を図るため、企業・団体の農村地域社会貢献活動を制度的に支援

- 農村の活性化に貢献する企業を政府が認証することにより、企業の自負心を鼓吹し、イメージを向上する一方で、農村愛運動を企業の社会的貢献活動として定着誘導
- 認証企業・団体は、金利優遇、用役入札加算点の付与などのインセンティブを提供
効率的な認証業務の推進のために（社）農村愛汎国民運動本部を実務役割を実行する専門機関として指定

機関別	担当業務
農林畜産食品部 (総括機関)	<ul style="list-style-type: none"> ◦認証制度施行計画発表 ◦認証委員会の構成及び運営 ◦選定結果発表および認証制度制度の改善など
(社)農村 愛汎国民運動本部 (専門機関)	<ul style="list-style-type: none"> ◦認証評価計画 ◦認証審査評価と評価結果報告 ◦評価委員委嘱とデータベースの管理 ◦証明書と認証書発行など

【これまでの経過】

- 農漁村社会貢献認証制度運営規定（訓令）制定（'13.1）
- '13年 22 農村社会貢献認証企業・団体選定（'13.6）
- '14年 19 農村社会貢献認証企業・団体選定（'14.10）
- '15年 15 農村社会貢献認証企業・団体選定（'15.11）

【 認証対象と認証の申請資格】

◆認証対象

農村と農村地域と一定の連携を維持し、継続的及び反復的な交流活動を通じて、農村の活性化に寄与した企業、公共機関、学校、団体など

◆認証単位

組織を代表する企業、公共機関、その他

- 企業：持株会社、子会社、企業集団（グループ会社）、系列会社など
- 公共機関：国及び地方自治団体、公企業、準政府機関や他の公共機関
- その他：病院・医院、学校、団体など

◆ 認証の申請資格

- ・農村社会貢献活動期間が3年以上経過して、農村社会貢献活動の実績がある企業、団体

- ・農村社会貢献活動期間が3年を経過していなくても、農村社会貢献活動の分野で農林畜産食品部長官が認める性能がある企業などは、申請可能（2年経過要件満たす必要）

◆評価基準

4つの分野、14の詳細な評価項目で構成：〈添付2〉

- ・申請企業の客観的な社会貢献の実績を評価するための組織体系、社会貢献活動実績と活性化、都市と農村の共生プログラムの運営の項目に評価
- ・最終スコアが100点満点中、大企業は70点（中小企業など60点）以上の企業・団体を認証

◆評価と認定確定

（評価方法）

- ・専門機関（（社）農村愛汎国民運動本部）は、評価委員を委嘱して委員会を構成し、評価計画を策定して推進
- ・評価は書類評価と現場評価に区分して実施し、評価委員会が必要であるとした場合、補充的に発表し評価並行可能

（認証確定）

- ・総括機関（農林畜産食品部）は、農村社会貢献認証委員会を開催して認証企業・団体を選定
- ・認証委員会は、関連する訓令第8条の規定により、在籍委員の4分の3以上が出席して、参加委員の3分の2の賛成で議決
- ・評価結果にもかかわらず、申請組織が社会的論議など、認証が不適切場合には、委員会の議決に認証を拒否

◆認定委員会の現状

- ・学界、経済団体、消費者、農業団体、担当公務員などの関係者8人で構成
- ・認証委員会の委員の任期は2年であり、再任が可能である

◆証明書の授与

- ・証明書は、農林畜産食品部長官と（社）農村愛汎国民運動本部常任共同代表名義で発行
- ・証明書の有効期間は発行日から2年とし、有効期限が切れる前に認証の有効期間延長申請が可能

◆広報

- ・発表前と選定した後の日刊紙、農業専門誌などに公告掲載
- ・プレスリリース配信、企画記事連載等のマスコミ対応・パブリシティ活動
- ・農食品部、農協、全経連などのホームページにバナー、ポップアップ投稿
- ・企業団体大賞優秀事例集広報パンフレット制作・配付

【農村社会貢献認証企業・団体に対する優遇・支援制度】

区分	機関名	優遇制度	主な内容
資金 調達	NH 農協銀行	与信金利優遇	・ローン商品別金利優遇
	水協 中央会	与信金利優遇	・企業の融資商品についての金利優遇
	中小 企業銀行	信用評価優遇	・信用評価時に「社会貢献度」の項目で優遇
	中小企業庁	政策資金融資優遇	・融資残高限度拡大、運転資金支えるも拡大、 売上高の制限の適用を排除
政策事業	韓国農水産食品流通 公社	農林水産政策事業 優遇サポート	・施設の近代化資金支援、食品加工原料仕入れ の資金を評価する際加点提供 ・入札参加資格審査の際信頼度加点付与
工事物品購入 用役業者選定	韓国 農漁村公社	業者の選定時に優遇	・入札参加事前審査と適格審査の際に信頼度 加点付与
その他	韓国標準 協会	会費の無料化や 評価費用の割引等	・会員登録時に会費無料 ・ISO 認証評価費用の割引 ・認証対象企業の無料トレーニング
自治体別 優遇制度	慶尚南道	融資の優遇、税務調 査免除、輸出保険優 遇など	・中小企業育成基金融資支援優遇 ・地方税の税務調査の3年間の猶予 ・輸出保険と輸出信用保証限度優遇、輸出保 険料割引 ・ローン時優遇金利適用
	忠清南道	企業対象選定優遇	・忠清南道企業対象選定時加点
	忠清北道	融資の優遇、 税務調査免除、 展示会等への便宜	・中小企業育成基金融資支援を評価する際の 優遇 ・地方税の税務調査の3年間の猶予 ・海外展示会・博覧会などの参加優先サポート
	慶尚北道	基金支援申請時優遇	・農業関連企業の農漁村振興基金支援申請 時優遇

【農村社会貢献認証制度における評価項目】

評価項目	配点		詳細評価項目
合計	100 点		
1. 農村社会 貢献活動の 組織体系	15 点	5 点	(1) 農村社会貢献活動の推進システムの構築
		5 点	(2) 農村社会貢献活動の担当者の配置
		5 点	(3) 農村社会貢献活動計画と実績の管理レベル
2. 農村社会 貢献活動 実績と有効	40 点	5 点	(1) 姉妹持続研修(継続活動期間)
		5 点	(2) 姉妹締結することができ(村、自治体など)
		10 点	(3) 農村ボランティア活動への参加人数
		10 点	(4) 農産物直取引を通じた支援
		5 点	① 農産物直取引実績
		5 点	② 農産物直取引を有効に程度
		5 点	(5) 姉妹村との農村体験と観光回数(ワークショップ、レクリエーション、週末農園など)
3. 都市と農村の 共生プログラムの 運営	35 点	10 点	姉妹村のプログラム (1) 農業・農村の 6 次産業化サポート内容 ① 農産物の生産・加工・流通・観光などの支援活動 ② 農村天然資源の開発、村開発コンサルティングなどの支援活動 ③ 創業、雇用の創出、技術サポート、保育機能などの支援活動 (2) 才能寄付活動内訳 ① 福祉(医療を含む)、教育、文化などの支援活動 ② 地域開発などの支援活動 ③ 農業経営、マーケティングなどの支援活動
			25 点
4. 総合評価	10 点	10 点	

3. 都市と農村の交流支援政策

【都市と農村の交流協力事業】

都市住民と青少年に農業や農村の現場体験の機会を提供し、農業及び農村の価値と重要性への理解を高めることを目的に各種の事業等を実施している。

*「都市と農村の交流」とは、農村体験事業、レクリエーション村事業、観光農園事業などを通じて、都市と農村の間で行われる人的交流と農林水産物などの商品、生活体験及びレクリエーションのサービス、情報・文化などの交換及び取引・提供等をいう

(都市と農漁村間の交流の促進に関する法第2条、定義)

(主な内容)

- ・農業及び農村に関する広報、教育、保存運動等に寄与する連携の推進（1999年～）
- ・上記の連携を農漁村青少年文化事業（音楽、伝統文化体験）に拡大（2003年～）
- ・消費者の農漁村体験教育分野に拡大（2005年～）
- ・「都農交流促進法」の制定に伴い関連事業を都市と農漁村の交流協力事業に統合（2008年）
- ・パームスクール事業を都市と農漁村の交流協力事業に統合（2013年）
- ・直取引市場や農村創業支援などの非体験型分野を支援の対象に拡大（2014年）

【その他都市と農村の交流活性化方案】

都市と農漁村の交流活動を活性化するために、政府賞、法令の制定、都市と農漁村の交流の制定、記念式の実施、農村社会貢献認証制度など、各種の制度的支援策・事業を実施している

- ・(政府賞)「都市と農漁村の交流政府賞」の実施
- ・(法令制定)「都市と農漁村間の交流の促進に関する法律(都農交流促進法)」制定(2007年)
- ・(都農交流の日)毎年7月7日を「都市と農漁孫の交流の日」に指定(2013年)
同日に「都市と農漁村の交流の日 記念式」を開催
- ・(その他事業)「農食品共生協力推進本部」設置、相互協力のビジネスモデルの研究開発等

3. 「韓国農村社会貢献認定制度運営規定」

農村社会貢献認証制度運営規定

[実施 2014.5.8] [農林畜産食品部訓令第 133 号、2014.5.8、一部改正]

農林畜産食品部

第 1 章総則

第 1 条（目的）

この規定は、農村社会貢献認証制度の認証手続き及び方法等に関して、必要な詳細な事項を定めることにより、農村社会貢献認証が合理的で効率的に行われるようにすることを目的とする。

第 2 条（定義）

この規定で使用する用語の定義は、次の各号のとおりである。

1. 「農村社会貢献活動」とは、企業、団体などが保有している人的・物的資源をもとに、農漁業人の生活の質の向上と農村共同体の活性化に貢献する農村地域の投資、教育・文化・福祉・医療支援、才能寄付などの活動をいう。
2. 「農村社会貢献認証」とは、農村部の社会貢献の認証を申請する組織の農村社会貢献活動実績と成果を総合評価して認証する行為をいう。
3. 「農村社会貢献認証組織（以下「認証組織」という。）」とは、農村や農村地域と一定の連携を維持し、継続・反復的な交流活動を通じて、農村の活性化に寄与した企業、公共機関、学校、団体などとして、農村社会貢献の認証を受けた組織をいう。

第 2 章農村社会貢献認証対象と基準

第 3 条（認証対象）

農村社会貢献認証対象は、次の各号のとおりとする。

1. 企業
2. 公共機関
3. 学校
4. 団体など

第 4 条（認証単位）

農村社会貢献認証ユニットは、次の各号のとおりである。

1. 企業：持株会社、子会社、企業集団（グループ会社）、系列会社など
2. 公的機関：国及び地方自治団体、公企業、準政府機関や他の公共機関
3. その他：ボトル・医院、学校、団体など

第 5 条（認証評価基準）

農村社会貢献認証評価基準は、別表 1 のとおり

第3章 農村社会貢献認証委員会

第6条（農村社会貢献認証委員会の機能と操作）

農林畜産食品部長官は、農村部の社会貢献認証制度に関連して、次の各号の機能を実行するための農村社会貢献認証委員会（以下「認定委員会」という）を構成・運営しなければならない。

1. 第18条による農村社会貢献認証評価結果の調整と認証確定
2. 農村社会貢献認証関連のポリシーの提案
3. 農村社会貢献認証制度運営への助言
4. その他の農村社会貢献認証制度の運営に必要な事項

第7条（認証委員会の構成）

- ① 農林畜産食品部長官は、農林畜産食品部、農協中央会、山・学・開いた専門家10人前後で、認証委員会を構成する。
- ② 農林畜産食品部長官は、委嘱した認証委員は、別紙第6号書式の農村社会貢献認証審議委員会委嘱状を発行しなければならない。
- ③ 認定委員会の委員長は、農林畜産食品部長官が委員の中から選任する。
- ④ 委員の任期は2年とし、再任することができる。
- ⑤ 農林畜産食品部長官は、委員がやむを得ない事情で委員の業務を行うことができないと判断した場合には、委員を変更することができる。このとき、後任者の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。
- ⑥ 第4項の規定により委員を変更する場合、変更された委員の後任に任命された委員の任期は、新たに開始される。

第8条（認定委員会の開催）

- ① 認定委員会は、第6条各号の機能を実行するために1年に1回以上開催する。
- ② 認定委員会は、在籍委員の4分の3以上出席でのして、参加委員の3分の2の賛成で議決する。
- ③ 認証委員会委員長は、必要と判断された場合に評価委員を認証委員会の会議に出席して意見を聴取することができる。

第4章 農村社会貢献認証総括と専門機関

第9条（認証総括機関）

- ① 農村社会貢献認証操作に関連した業務は、農林畜産食品部長官（以下「総括機関」という）が総括する。
- ② 総括機関は、次の各号の業務を遂行しなければならない。
 1. 農村社会貢献認証制度の事業計画
 2. 農村社会貢献認証制度政策と制度の改善
 3. 農村社会貢献認証組織選抜計画発表
 4. 認証委員会開催

第10条（認証専門機関）

- ① 農林畜産食品部長官は、認証業務の遂行のために都市と農との間の交流促進に関する法律第21条第1項により、都市と農村の交流支援機構として指定を受けた社団法人農村愛国国民運動本部を認証専門機関（以下「専門機関」という。）として指定しなければならない。

②専門機関は、次の各号の業務を遂行しなければならない。

1. 農村社会貢献認証評価計画
2. 農村社会貢献認証審査評価と評価結果報告
3. 評価委員委嘱とデータベースの管理
4. 証明書と認証書を発行
5. その他の農村社会貢献認証業務の遂行に必要な事項

第 11 条（評価業務の委託）

専門機関の長は、次の各号のいずれかに該当する機関に評価業務の全部又は一部を委託することができる。

1. 「都市と農漁村間の交流の促進に関する法律」に基づく都市と農村の交流支援機構として指定を受けた機関又は団体
2. 「公共機関の運営に関する法律」に基づく準政府機関またはその他の公的機関
3. 「国家研究開発事業等の成果評価及び成果管理に関する法律」に基づく研究管理の専門機関
4. 「1社1村社会貢献認証」関連の評価業務の遂行実績のある専門の研究機関

第 12 条（評価委員会の構成）

- ①専門機関は、評価業務を遂行するために評価委員会（以下「評価委員会」という。）を構成・運営しなければならない。
- ②第 1 項の規定による評価委員会は、評価業務と関連して学識と経験が豊富な者のうち 10 人内外で構成する。
- ③評価委員会委員長は、専門機関の長が選任する。

第 13 条（評価委員の要件）

評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する要件を満たさなければならない。

1. 産業界：機関の社会貢献関連分野で 5 年以上勤務している者
2. 学系：4 年制大学以上での社会貢献関連分野の研究経歴のある教授
3. 研究界：修士号以上の学位取得者として、社会貢献関連分野、5 年以上の経験者
4. 公務員：5 級以上の公務員として関連業務担当者
5. 専門機関の長が第 1 号から第 4 号と同等の資格があると認める者

第 14 条（評価委員遵守事項）

評価委員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 専門性と客観性に基づいて公正に評価すること
2. 評価に関連して秘密を遵守すること
3. 本人と利害関係がある場合は、その評価に参加していないこと

第 5 章 農村社会貢献認証

第 15 条（農村社会貢献認証申請要件）

農村社会貢献認証を申請するためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

1. 農村社会貢献活動期間が 3 年以上経過して、農村社会貢献活動実績があること
2. 農村社会貢献活動期間が 3 年を経過していないが、農村社会貢献活動の分野で農林畜産食品部

長官が認める成果があること。わずか2年を経過しなければならない

第16条（農村社会貢献認証申請及び処理期間）

- ①農村社会貢献の認証を受けようとする組織（以下「申請組織」という。）は、別紙第1号書式の申請書と、次の各号の規定による書類を備えて第9条第2項第3号（農村社会貢献認証組織選抜計画発表）で定める期日までに専門機関に提出しなければならない。
 1. 事業者登録証のコピー
 2. 法人登記簿謄本のコピー
 3. 別紙第2号書式の農村社会貢献活動の評価技術書や証明資料など
- ②専門機関は、第1項の提出期限から60日以内（以下「処理期間」という。）に認証を処理しなければならない。ただし書類補完にかかる期間は、処理期間に算入しない。
- ③専門機関は、指定された期間内に申請組織が書類を補完して提出していない場合は、当該申請を却下することができる。
- ④専門機関は、提出された書類を申請者に返却しないものとし、申請者の同意なしに当該書類の内容を公開してはならない。

第17条（認証評価）

- ①専門機関は、第16条第1項の規定により、農村社会貢献認証に関する申請書が提出された場合の評価をしなければならない。
- ②専門機関は、第1項の規定により依頼された申請書及び必要書類を確認して、必要書類の内容が不備か、追加で必要な資料がある場合には、申請者に原則として7日以内の期間を定めて、その補完を要請できる。
- ③専門機関は、評価委員会を構成して評価基準に基づいて評価しなければならない。
- ④第3項の規定による認証評価は、書類の評価と現場評価で実施する。ただし書類の評価を実施する際に評価委員会が必要と判断した場合、補完的に発表の評価を並行することができる。
- ⑤専門機関は、第4項の規定による評価の結果を総括機関に提出しなければならない。

第18条（認証委員会の審議と認証結果の通知）

- ①総括機関は、専門機関から評価結果を提出させて認証委員会を開催しなければならない。
- ②認定委員会は、第1項の規定による認証を確定するにあたり、必要に応じて専門機関に見直しを指示することができる。また評価の結果にかかわらず、申請組織が社会的な問題を起こしたり、農業と大きい葛藤を生むなど、委員会で認証が不適切であると認める正当な理由がある場合には、委員会の議決によって認証しないことができる。
- ③総括機関は、第1項の規定により最終確定された認証結果を専門機関に通報し、専門機関は認証を受けた組織に通知しなければならない。
- ④総括機関と専門機関は、認証結果を中央行政機関、地方行政機関、関連機関と団体などに通知し、ホームページに表示さなければならない。

第19条（証明書発行）

- ①専門機関は、第18条の規定により、農村社会貢献認証が確定した場合は、申請組織に別紙第3号書式の証明書を発行しなければならない。
- ②第1項の規定による証明書は、農林畜産食品部長官と社団法人農村愛汎国民運動本部常任共同

代表名義で発行する。

- ③専門機関は、第1項の規定による証明書の発給を受け者が別紙第4号書式の英語の証明書発行を要求しているときは、これを発行することができる。

第20条（証明書の有効期間）

- ①第19条第1項の規定により発行された証明書の有効期間は、発行された日から2年とする。
- ②第19条第1項の規定により、証明書の発給を受け、組織は、第1項の規定による有効期間が満了する2ヶ月前に専門機関にその証明書の有効期間の延長を申請することができる。
- ③第2項の規定による証明書の有効期間は、有効期間満了日の翌日から2年とする。
- ④第2項の規定による有効期間の延長手続きは、第16条から第19条の規定を準用するが、有効期間の延長の申請組織は、第16条第1項の書類を専門機関に提出しなければならない。
- ⑤第2項の規定による証明書の有効期間の延長の評価基準は、別表1と同じで、認証評価は、第17条第4項の規定にかかわらず、書類の評価だけを実施することを原則とする。
- ⑥専門機関は、第2項の規定による有効期間の延長申請の場合には、第16条第2項の規定にかかわらず、30日以内に有効期間を延長するかどうかを決定しなければならない。

第21条（農村社会貢献認証書発行）

専門機関は、認証を受けた組織が農村社会貢献認証書の発行を要求した場合、別紙第5号書式の確認書を発行しなければならない。

第22条（認証の表示）

規定により、農村社会貢献の認証を受けた組織が第20条第1項及び同条第3項の規定による有効期間の範囲内での認証の広報のための印刷物などに農林畜産食品部長官が別に定める農村社会貢献認証マークを使用することができる。

第23条（認証の事後管理）

- ①農村社会貢献認証を受けた組織は、年2回（上・下半期）農村社会貢献活動実績を専門機関に提出しなければならない。
- ②専門機関は、農村部の社会貢献の認証を取得した組織が次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができる。
1. 虚偽、その他の不正な方法で認証を受けた場合、
 2. 農村社会貢献の認定基準に著しく合わない場合
 3. 廃業等の事由により、通常の営業活動が不可能であると認められる場合
- ③専門機関が第2項の規定により、農村社会貢献の認証を解除するには、聴聞をしなければならない。
- ④農村社会貢献の認証を受けた組織が第2項の事由で認証が取り消された場合、証明書を専門機関に返還しなければならない。

第24条（手当）

総括機関と専門機関は、第8条及び第12条の規定による認定委員会と評価委員会に出席している委員に旅費や手当などを支給することができる。

第25条（認証組織の利点）

総括機関は、認証を受けた組織の農村社会貢献活動を促進するために支援施策の発掘に努力をしなければならない。

第 26 条（認証組織の広報）

総括機関と専門機関は、認証を受けた組織の農村社会貢献活動の内容をオン・オフラインメディアを活用して推進しなければならない。

第 6 章補則

第 27 条（農村社会貢献認証の成果分析）

専門機関は、農村部の社会貢献認証制度の成果分析と制度運営の有効性を改善するために、次の各号の事項を調査し、分析しなければならない。

1. 認証実績
2. 認証制度の成果（認証を受けた組織のイメージ向上、国民の関心もなど）
3. その他の認証制度を改善するために必要な事項

第 28 条（詳細の作成）

総括機関と専門機関は、農村部の社会貢献認証制度の運営に必要な詳細のためのガイドライン、基準などを作成することができる。

附則<第 133 号、2014. 5. 8>

第 1 条（施行日）

この規定は、公布の日から施行する。

第 2 条（見直し期限）

「訓令及び例規などの発令及び管理に関する規定」（大統領訓令第 248 号）第 7 条第 3 項第 2 号の規定により、この告示発令後の法令や現実与件の変化などを検討してこの訓令の廃止、改正などの措置を講じなければ期限は 2017 年 5 月 7 日までとする。

4. 「韓国一社一村運動に関する研究」(韓国農村経済研究院)の前文及び概要

(はじめに)

都市と農村の交流活性化を目的として、2003年に始まった一社一村運動がいつのまにか9年目を迎えている。これまで9,223件の姉妹連関係を基に、都市と農村の交流活動が着実に進められてきた。

一社一村運動は、韓国の代表的な都市と農村の交流の動きとして位置づけられた。しかし、これまでの成果に留まらず、さらに真正性のある、望ましい姿で一社一村運動が進化、発展しなければならない。

本研究の目的は、一社一村運動の推進実態の全般を調査し、分析し、その発展方向を提示することである。具体的には、一社一村運動の一環として行われる交流活動の種類、量、密度などの全体的な実態を調査し、参加主体(農村や企業)は、どのような動機で交流活動に臨んで、どのような要求(Needs)を持っており、どのような場合に、一社一村運動に満足して成果を認知するようにされるかを分析した。また、交流活動を支援して実績を管理する「サポートシステム」の構造と機能についても分析した。そしてこれらの分析結果をもとに、一社一村運動の発展戦略を提示している。

一社一村運動が特定の地域や階層に限定されず、韓国社会の各界各層が参加して都市と農村の交流の真の意味を見つける方向に充実を目指すとともに、さらに新しい発展の道を見つける必要がある時を迎えている。本研究が一社一村運動の進化、発展の一端となることを期待している。

2012. 01. 韓国農村経済研究院長

(内容要約)

*研究の背景と目的

2003年に始まった一社一村運動がいつのまにか9年目を迎えている。これまで9,223件の姉妹連関係を基に、都市と農村の交流活動が着実に進められてきた。

一社一村運動は、韓国の代表的な都市と農村の交流の動きとして位置づけられた。しかしこれまでの成果に留まらず、さらに真正性のある、望ましい姿で一社一村運動が進化、発展しなければならない。

本研究の目的は、一社一村運動の推進実態の全般を調査し、分析し、その発展方向を提示することである。具体的には、一社一村運動の一環として行われる交流活動の種類、量、密度などの全体的な実態を調査し、参加主体(農村や企業)は、どのような動機で交流活動に臨んで、どのような要求(Needs)を持っており、どのような場合に、一社一村運動に満足して成果を認知するようにされるかを分析した。また、交流活動を支援して実績を管理する「サポートシステム」の構造と機能についても分析した。そして、これらの分析結果をもとに、一社一村運動の発展戦略を提示した。.

* 一社一村運動推進の実態

2004年から2011年までの総9,223組の一社一村姉妹結縁が結ばれた。姉妹実績は、一社一村運動の初期である2005年と2006年に急増したが、2007年に急減した。以来、緩やかな増加傾向を見せた。

一社一村運動の一環として実践されている交流活動件数は、2004年以降緩やかに増加を続けている。2004年以来、8年の間に合計223,185件の交流活動があった。交流活動を通じて農村に渡された物品とお金、そして販売された農産物の規模は金額に換算すると、8年の間に累積合計3,771億3,083万ウォンに達する（年平均471億4,135万ウォン）

* 一社一村運動の成果

今回の調査では、いくつかの村で一社一村運動の成果が明らかに示された。交流活動の内容と頻度などで明確な成果の違いがあることが明らかになった。

成果が大きいと評価される村は政府支援事業が施行されたところが多かった。継続的な交流のための基盤施設があり、あるいは関連事業の経験を持っている村である。そのような基盤や経験をもとに、一つの事業体ではなく複数の事業者との姉妹結縁して交流する所も多くあった。

政府の支援と一社一村の交流活動を連携することで、成果を上げることができたということは、それ自体で意味がある。しかし、少数の村に公共および民間の資源が集中する過程で、大多数の一般的な村が疎外されているという点は問題とすることができる。

* 一社一村運動の発展戦略

(1) 一社一村運動交流活動の継続と多様化

一社一村姉妹結縁という形式が持つ限界を克服するには、様々な方式を広報し、エンカレッジする（発展を促す）必要がある。例えば「多社一村」、「一校一村」「三者提携」のような形式は、最近になって試みられている取組である。一社一村運動をサポートしている（社）農村愛汎国民運動本部が様々な姉妹提携の形式を、今よりも積極的に奨励してサポートする必要がある。

一社一村運動の今後の発展にとって重要な課題の一つは、この運動をサポートしている組織である（社）農村愛汎国民運動本部の役割と機能を拡張して、組織構造を安定的かつ創造的な役割ができるように再編することである、現在の（社）農村愛汎国民運動本部は、事業と農村の間の交流活動実績に関する資料を収集し、管理する役割とどまっている。（社）農村愛汎国民運動本部のマンパワーを拡充し、さら財源を多角化して、組織の独立性を強化する必要がある。また単純な実績管理や広報を越えて、実用的なアドバイス、コンサルティング、活動の企画などの機能を実行することを期待したい。

(2) 農村地域社会、企業、公共部門のネットワークに基づいた、様々な交流の企画と実践

（社）農村愛汎国民運動本部の活動は、一社一村交流活動の初期段階と変わらず、必要な情報を提供し仲介の役割を粉うことに集中している。今後は単純なボランティア、寄付などの活動を脱し、企業が農村地域社会の主要な主体（自治体、住民、社会的企業など）と共同で社会貢献投資をすることができるように、企画や調整できるレベルまで、組織の機能を発展させる

必要がある。

一社一村運動に参加する農漁村が基礎自治体の中で連帯して、都市と農村の交流運動を展開することができる構造を創出することも重要である。そうした連携が一社一村姉妹方式の限界を克服することができる手段となるからである。

農村地域において一社一村運動に参加している村の協議体または都市と農村の交流村協議体を組織するように、(社)農村愛汎国民運動本部や地方自治団体などが積極的に乗り出す必要がある。そのような地域単位の組織こそは、関連情報の共有化、共同で推進する都市と農村の交流活動の企画、広報などの多様な側面で重要な資産になるだろう。

附: 今回の調査について報じる文化日報紙の記事

文化日報社の朴氏へのヒアリング終了後に、朴氏より調査の目的や日本の動向等について取材を受け、翌日の文化日報紙に記事が掲載された。



(記事の大意)

日本の農林省職員など訪韓 一社一村運動を調査
「韓より農村の人手不足深刻 成功の秘訣研究」

「韓国では、企業と農村の間に1万件以上の姉妹提携が締結されるなど、継続的に交流していると来ているが、その原動力が何か知りたい。」

「第2のセマウル運動」と呼ばれるほど韓国を代表する都市と農村の交流・農村愛キャンペーンである「一社一村運動」の成功の秘訣を学ぶために、24日、日本政府の公務員等で構成された訪問団が農協中央会を訪問した。2004年5月農協の農村愛運動本部と文化日報、全国経済人連合会によって始まった一社一村運動が10年を遥かに越えた期間の間、着実に成長・発展している「力」とは何かを学びたいと述べた。

一社一村運動は、最初は、企業と農村間の姉妹提携が推進されたが、今は企業だけでなく、政府機関や学校・社会团体など多様な主体が参加している。日本農林水産省農村振興局の竹内秀一氏は「日本企業は利益が見込めないと、農村支援に関心を持たない傾向にある」と述べ、韓国と日本企業の差がどこにあるか等を農協担当者に尋ねた。

この他一社一村運動にマスコミである文化日報が参加することになった背景と役割について質問するなど、様々な情報を収集した。調査は25日に世宗市と羅州市にある農林水産食品部と農村経済研究院を訪問するのに続いて、26日には楊平カルメ村と新東亜建設を訪ね企業と農村の交流の実態についての調査を実施する。日本では、今回の調査結果をもとに、企業が一社一村運動のような農村運動に積極的に参加する方策等について検討する予定だ。

